

港区公衆便所条例の一部を改正する条例

本案は、土地所有者に土地を返還するため、天徳寺脇公衆便所を廃止するものです。

【条例改正の背景】

天徳寺脇公衆便所は、宗教法人天徳寺所有の敷地内に設置されています。令和5年2月に天徳寺から土地返還の依頼を受けたことから、天徳寺脇公衆便所を廃止します。

【条例改正の内容】

天徳寺脇公衆便所（港区虎ノ門三丁目13番3号）を条例の規定から削除します。

【施行期日】

令和6年10月1日（令和6年9月30日をもって廃止）

【現況写真】



【位置図】



国土地理院の電子地形図（タイル）を加工して掲載